

令和6年10月29日提出

諫早市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和6年11月8日(金) 16時30分～17時00分
場所	諫早市役所 本館4階 特別応接室
内容	<p>農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を市長に提出します。</p> <p>この意見書は、地域の農業者が抱える課題や要望等について、農業委員会活動を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し提出しなければならないとされており、農業委員会組織が新体制に移行した平成29年度から毎年、市長へ提出しています。</p>
問い合わせ先	諫早市農業委員会事務局 担当:嶋田 電話番号:0957-22-1500(内線2260) E-mail:nogyocom@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備考 (記事解禁日等)	

「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の概要

1. 担い手への農地利用の集積・集約化の推進について

○急傾斜地や小規模な不整形地など、担い手が育ちにくい状況にある地域に対し、作業効率を改善する農機具の導入や、労力の低減のため園内道や作業道等の整備などの支援・拡充を要望。

○基盤整備事業の促進や担い手農家が必要とする機械の導入及びリース費用に対する支援、また、効率的な農薬散布等が実現できるようにドローンの導入に係る支援策を要望。

○農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地の貸借は農地中間管理事業が主体となることから、同事業の要件や手続きなどの一層の周知を要望。

2. 遊休農地の発生防止と解消に関する施策の推進について

○遊休農地発生防止のため、圃場条件の改善につながる農地耕作条件改善事業等の積極的な活用を要望。

○遊休農地解消緊急対策事業の積極的な活用や、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の一層の拡充が図られるよう要望。

○遊休農地の有効活用方法として、企業による農業の参入を促進し、遊休農地の発生防止と解消に繋がるような施策を要望。

3. 新規参入等に関する施策の推進について

○新規就農者にとって初期投資の負担が非常に大きいため、従来の支援制度に加え市独自の支援の拡充を要望。

○親元就農者や小規模就農者に対する支援についても、貴重な農業の担い手であり十分な支援を要望。

○サポート体制を構築し安定した農業経営が行われるよう、関係機関等と連携した総合的な支援を要望。

○新規就農を目指す希望者向けに、市と地域が一体となって農業の魅力などのPR活動を積極的に実施するよう要望。

4. その他

(1) 有害鳥獣等の対策について

○ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置について個人申請が可能な制度の導入と、電気柵のリース事業について関係団体と連携して再度実施することを要望。

○諫早湾干拓の干陸地では、イノシシが繁殖・増加し、そこから近隣の田畑への進入も発生しているため、適切な管理を引き続き国や県へ働きかけるよう要望。

○カラスやカモ、スクミリンゴガイによる被害も依然として継続しているため、駆除や捕獲に対する支援の拡充や防鳥用の被覆資材への支援を要望。

4. その他

(2) 農業経営の安定化に対する支援について

○生産資材・燃油・肥料・飼料等の価格高騰への支援策の継続と、安定した農業継続のための農作物価格安定対策などの検討を要望。

○多様な人材活用による労働力確保、周年雇用体制の確立や居住場所の確保対策などへの支援を要望。

○農作業の省力化を図るスマート農業について、生産現場への普及に向けた支援を要望。